

## 第 2 0 号議案

### 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市附属機関に関する条例（昭和 2 8 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長長崎都心まちづくり構想検討委員会の項を削る。

第 2 条 長崎市附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項に次のように加える。

	長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会	長崎まちづくりのランドデザインの策定に関する重要事項の調査審議に関すること。
--	----------------------	----------------------------------------

### 附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 6 年 6 月 2 9 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 長崎まちづくりのランドデザインの策定に関する重要事項を調査審議するため、長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会を設置したい。
- 2 長崎都心まちづくり構想の策定に関する重要事項の調査審議が終了することに伴い、長崎都心まちづくり構想検討委員会を廃止したい。

## 第 2 1 号議案

### 非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の報酬等に関する条例（昭和 3 1 年長崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 9 号中「、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人」を削り、同項中第 2 1 号を第 2 2 号とし、第 2 0 号を第 2 1 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (20) 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人 日額 予算の範囲内において市長が定める額（投票立会人が立会時間内に交替する場合にあっては、その額を超えない範囲内で市長が定める額）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

投票立会人の交替制を導入し、投票立会人の確保を図るため、報酬を見直したいので、この条例案を提出する。

## 第 2 2 号議案

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

がんばらんば長崎市応援基金	がんばらんば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充当する。
企業版ふるさと納税基金	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充当する。

第 2 条 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

火葬場利用環境向上基金	火葬場の利用環境の向上に資する事業及び新火葬場の建設整備に要する経費の財源に充当する。
-------------	---------------------------------------------

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

## 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 がんばらんば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置したい。
- 2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置したい。
- 3 火葬場の利用環境の向上に資する事業及び新火葬場の建設整備に要する経費の財源に充てるための基金を設置したい。

## 第 2 3 号議案

### 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「第 2 3 8 号」を「第 2 4 0 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 2 1 0 号、第 2 1 1 号、第 2 1 6 号及び第 2 1 7 号」を「第 2 1 2 号、第 2 1 3 号、第 2 1 8 号及び第 2 1 9 号」に改める。

別表第 1 第 1 2 号及び第 1 3 号を次のように改める。

(12) 印鑑に関する証明手数料	窓口又は郵送で交付するもの	1 件	300	長崎市印鑑条例第 1 3 条第 1 項
	多機能端末機で交付するもの	1 件	200	
(13) 認可地縁団体の印鑑に関する証明手数料		1 件	300	長崎市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 1 年長崎市条例第 3 3 号）第 1 0 条第 1 項

別表第 1 第 1 5 7 号及び第 1 6 0 号中「2 万 7, 0 0 0」を「2 万 6, 0 0 0」に改め、同表中第 2 5 3 号を削り、第 2 5 2 号を第 2 5 3 号とし、第 2 5 1 号を第 2 5 2 号とし、同表中第 2 5 0 号を削り、第 2 4 9 号を第 2 5 1 号とし、第 2 2 1 号から第 2 4 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 2 2 0 号中「第 2 2 3 号」を「第 2 2 5 号」に改め、同号を同表第 2 2 2 号とし、同表中第 2 1 9 号を第 2 2 1 号とし、第 2 1 8 号を第 2 2 0 号とし、第 2 1 7 号を第 2 1 9 号とし、同表第 2 1 6 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上

等に関する法律」に改め、同号を同表第 2 1 8 号とし、同表中第 2 1 5 号を第 2 1 7 号とし、第 2 0 7 号から第 2 1 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 0 6 号の次に次の 2 号を加える。

(207) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		1 件	2万6,000	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項
(208) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料		1 件	2万6,000	建築基準法施行令第137条の12第7項

別表第 1 中第 2 5 4 号を削り、第 2 5 5 号を第 2 5 4 号とし、第 2 5 6 号から第 2 6 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 第 5 号カ中「1 1 8 万」を「1 4 5 万」に、「1 4 1 万」を「1 7 2 万」に、「1 5 9 万」を「1 9 2 万」に、「1 9 5 万」を「2 3 6 万」に、「2 2 7 万」を「2 7 4 万」に、「4 5 5 万」を「5 6 4 万」に、「5 8 2 万」を「7 2 4 万」に、「7 0 7 万」を「8 7 9 万」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 2 号及び第 1 3 号の改正規定は、同年 9 月 2 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の長崎市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 建築基準法の一部が改正され、既存建築物の大規模修繕等における接道規制の適用除外に係る手続が合理化されたこと等に伴い、当該手続に係る建築認定申請等の手数料の額を定めたいのと、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請及び道路内における建築認定申請に係る手数料の額を改定したい。
- 2 電子情報処理組織を使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る手数料の額を定めたい。
- 3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の事務に係る手数料の額を改定したい。
- 4 健康保険法等の一部を改正する法律による改正前の介護保険法の規定により指定を受けていた介護療養型医療施設の設置期限が満了することに伴い、同施設の指定申請等に係る手数料を廃止したい。
- 5 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要がある。

## 第 2 4 号議案

### 長崎市立小学校条例の一部を改正する条例

長崎市立小学校条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立手熊小学校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

児童数が減少していること等を勘案し、手熊小学校を桜が丘小学校に統合するのに伴い、手熊小学校を廃止したいので、この条例案を提出する。



## 第 2 5 号議案

### 長崎市科学館条例の一部を改正する条例

長崎市科学館条例（平成 9 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 9 条第 1 項中「科学館の展示室に展示している資料等、プラネタリウム若しくは全天周映画」を「常設展示（科学館の展示室において行われる資料等の展示をいう。以下同じ。）、特別展示（科学館の学習室において行われる資料等の展示をいう。以下同じ。）若しくはスペースシアター（科学館のスペースシアター室において行われるプラネタリウム等による天体運行の投影及び全天周映画の映写をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 2 条第 2 項中「おいては、」を「おける」に、「納入」を「市長に納入」に改める。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

区 分		観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （1人1年 間につき）
		個 人	団体（15人 以上）	
常設展示	一 般	410 円	320 円	
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	200	160	
特別展示		2,090円以内で教育委員会が定める額		
スペースシアター	一 般	520 円	410 円	
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	200	
常設展示及びスペースシアター	一 般			2,320 円
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児			1,150

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号の改正規定及び第22条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

利用者の利便性の向上等を図るため、利用料金の基準に年間観覧料を定めたいのと、プラネタリウム及び全天周映画の利用料金に係る区分を見直し、スペースシアターの区分に係る利用料金を定めたいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 2 6 号議案

長崎市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

長崎市学校給食共同調理場条例（平成 1 6 年長崎市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

施設の老朽化の状況等を勘案し、長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場を廃止したいので、この条例案を提出する。

## 第 27 号議案

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「「省令」を「「府令」に改める。

第 4 条中「省令」を「府令」に改める。

第 5 条第 3 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 2 項中「及び第 3 号」を削る。

第 7 条第 2 項中「各号（第 7 号及び第 8 号を除く。）」を「第 1 号から第 5 号まで」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 28 号議案

長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和 5 年長崎市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表省令第 105 条の 3 の項中「第 3 号及び第 4 号」を「第 5 号及び第 6 号」に改め、同表省令第 140 条の 15 の項中「第 139 条の 2 第 2 項第 1 号」を「第 139 条の 3 第 2 項第 1 号」に改める。

第 9 条を削り、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 2 項中「前条第 3 項各号」を「第 5 条第 3 項各号」に改め、同条を第 7 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(身体的拘束等の報告)

第 6 条 省令第 23 条第 4 号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、前条第 3 項各号(第 1 号、第 5 号から第 7 号まで、第 9 号、第 11 号及び第 14 号を除く。)に掲げる事業について準用する。

第 2 条 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、第 5 号から第 7 号まで」及び「、第 11 号」を削る。

(長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(令和5年長崎市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第6条」を「から第7条まで」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(身体的拘束等の報告)

第6条 省令第13条第2号の3の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和5年長崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表省令第37条の3の項中「第5号及び第6号」を「第7号及び第8号」に改める。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第2項中「前条第3項第1号」を「第6条第3項第1号」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(身体的拘束等の報告)

第7条 省令第3条の22第9号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項各号（第3号を除く。）に掲げる事業又は施設について準用する。

（長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（身体的拘束等の報告）

第8条 省令第57条第4号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項各号（第2号から第5号まで及び第8号を除く。）に掲げる事業について準用する。

第6条 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第2号から第5号まで及び」を削る。

（長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第



59号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(身体的拘束等の報告)

第7条 省令第42条第11号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(令和5年長崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第6条」を「から第7条まで」に改める。

第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(身体的拘束等の報告)

第7条 省令第30条第2号の3の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び第6条の規定は、同年6月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定訪問介護の事業等における身体的拘束等の報告に係る基準を整備したいのと、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

## 第 29 号議案

### 長崎市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

長崎市立老人福祉施設条例（昭和 44 年長崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「、長崎市立式見荘及び長崎市立香焼ひまわり」を「及び長崎市立式見荘」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 長崎市立香焼ひまわりに係る指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 6 年 2 月 21 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

長崎市立香焼ひまわりの管理に係る指定管理者について公募の方法により指定を行いたいので、この条例案を提出する。

## 第 3 0 号議案

### 長崎市福祉医療費支給条例等の一部を改正する条例

(長崎市福祉医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 長崎市福祉医療費支給条例（昭和 4 9 年長崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 項第 2 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 7 項」に改める。

第 2 条 長崎市福祉医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 項第 2 号中「同条第 1 7 項」を「同条第 1 8 項」に改める。

(長崎市障害福祉センター条例の一部改正)

第 3 条 長崎市障害福祉センター条例（平成 3 年長崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改める。

第 9 条第 2 項中「利用の許可」を「許可（以下「利用の許可」という。）」に改め、同条第 3 項中「第 1 項の」を削る。

第 1 1 条第 1 項第 4 号中「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改める。

第 1 4 条中「第 9 条第 1 項の許可」を「利用の許可」に改める。

第 1 5 条の見出し中「許可」を「利用の許可」に改める。

第 2 1 条第 2 項中「おいては、」を「おける」に改める。

第 4 条 長崎市障害福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 4 号中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に

改める。

（長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 就労選択支援の事業

（長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表省令第162条の4の項中「第162条の4」を「第162条の5」に改める。

第5条第3項中第24号を第25号とし、第15号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(5) 指定就労選択支援の事業

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び第3条の規定 公布の日

(2) 第6条中長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運

営に関する基準等を定める条例第4条第2項の改正規定 令和6年4  
月1日

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、就労選択支援の事業等における暴力団員等の排除に係る基準を整備したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 3 1 号議案

### 長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

長崎市介護保険条例（平成 1 2 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。

）第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 37, 1 0 0 円

(2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 55, 8 0 0 円

(3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 56, 3 0 0 円

(4) 令第 3 8 条第 1 項第 4 号に掲げる者 73, 4 0 0 円

(5) 令第 3 8 条第 1 項第 5 号に掲げる者 81, 6 0 0 円

(6) 令第 3 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者 97, 9 0 0 円

(7) 令第 3 8 条第 1 項第 7 号に掲げる者 1 0 6, 0 0 0 円

(8) 令第 3 8 条第 1 項第 8 号に掲げる者 1 2 2, 4 0 0 円

(9) 令第 3 8 条第 1 項第 9 号に掲げる者 1 3 8, 7 0 0 円

(10) 令第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 1 5 5, 0 0 0 円

(11) 令第 3 8 条第 1 項第 1 1 号に掲げる者 1 7 1, 3 0 0 円

(12) 令第 3 8 条第 1 項第 1 2 号に掲げる者 1 8 7, 6 0 0 円

(13) 令第 3 8 条第 1 項第 1 3 号に掲げる者 1 9 5, 8 0 0 円

第 5 条に次の 3 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、同号の

規定にかかわらず、23,300円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,300円」とあるのは、「39,600円」とする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,300円」とあるのは、「55,900円」とする。

第7条第3項中「政令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「政令第39条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木史朗



## 理 由

新たな介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者に係る介護保険料の負担区分及び介護保険料率を改定したいので、この条例案を提出する。

## 第 3 2 号議案

### 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

長崎市印鑑条例（平成 6 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「一辺」を「1 辺」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「次条」を「第 1 6 条第 2 項」に改める。

第 2 0 条を第 2 1 条とし、第 1 6 条から第 1 9 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 5 条第 1 項中「前条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項又は前条」に改め、同条第 2 項中「前条第 2 項」を「第 1 4 条第 2 項」に改め、同条を第 1 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付申請）

第 1 5 条 長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例（令和 4 年長崎市条例第 2 3 号）第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を省略するものとする。

2 前項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請は、印鑑登録者が自らこれを行わなければならない。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 4 号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

理 由

電子情報処理組織を使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る手続を定めたのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 3 3 号議案

### 長崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

長崎市漁港管理条例（昭和 4 5 年長崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 3 条第 1 項中「。以下「漁港の区域」という」を「をいう。以下同じ」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「かえて」を「代えて」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第 2 2 条第 2 項中「おいては、」を「おける」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定、第 1 4 条第 2 項の改正規定、第 1 6 条第 1 項の改正規定及び第 2 2 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

### 第 3 4 号議案

#### 長崎市開発許可に関する条例の一部を改正する条例

長崎市開発許可に関する条例（平成 2 1 年長崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号ア及びイ中「もの」を「者」に改める。

第 6 条中「各号に掲げる条件の全て」を「各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 住宅団地開発許容区域（市街化調整区域のうち住宅団地の開発を許容する区域をいう。以下同じ。） 次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア 都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号。以下「令」という。）第 2 9 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。以下同じ。）その他市長が別に定める区域を含まないこと。

イ 居住誘導区域（都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域をいい、令和 6 年度以後に新たに区域区分に関する都市計画の決定又は変更により市街化調整区域から市街化区域となった区域を除く。以下同じ。）又は居住誘導区域と同等であると市長が認める区域に隣接していること。

ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる条件に該当すること。

(ア) 開発区域の全体が、居住誘導区域からおおむね 2 5 0 メートル以内にあること。

(イ) 開発区域が、次に掲げる条件の全てに該当すること。

- a (ア)の条件に該当する開発区域に隣接していること。
  - b バスの停留所（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定により本市が作成する地域公共交通計画に定める路線バスの幹線上に存するものに限る。）又は鉄道の駅からおおむね500メートル以内にあること。
  - c 居住誘導区域からおおむね500メートル以内にあること。
- エ 開発区域が、次に掲げる条件の全てに該当すること。
- (ア) 開発区域の面積が、0.5ヘクタール未満であること。
  - (イ) 開発区域内の予定建築物等の敷地が、本市が行う水道事業の給水施設からの給水を受けることができ、かつ、本市の公共下水道に接続することができる区域内にあること。
  - (ウ) 開発行為に関する工事の完成後において、地表面が水平面に対し15度を超える角度をなす土地（区画形質の変更を伴わない土地を除く。以下同じ。）を2分の1以上含まないこと。
- (2) 住宅団地開発許容区域以外の区域 次に掲げる条件の全てに該当すること。
- ア 令第29条の9各号に掲げる区域その他市長が別に定める区域を含まないこと。
  - イ 開発区域の全体が、市街化区域（当該開発区域に隣接し、又は近接する市街化区域に限る。）からおおむね500メートル以内にあること。
  - ウ 開発区域が、次に掲げる条件の全てに該当すること。
- (ア) 開発区域内の予定建築物等の敷地が、幅員4メートル以上の道路に接していること。

(イ) 開発区域内の予定建築物等の敷地が、本市が行う水道事業の給水施設からの給水を受けることができ、かつ、本市の公共下水道に接続することができる区域内にあること。

(ウ) 開発行為に関する工事の完成後において、地表面が水平面に対し15度を超える角度をなす土地を2分の1以上含まないこと。

第7条中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 住宅団地開発許容区域 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる建築物及びこれに附属する建築物で、市長が別に定める要件に該当するもの

(2) 住宅団地開発許容区域以外の区域 次のア又はイに掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める建築物

ア 幅員が6メートル以上の道路に接する土地の区域 建築基準法別表第2(イ)項第1号若しくは第2号に掲げる建築物（自己の居住の用に供するものに限る。）又は同表(ウ)項第2号に掲げる建築物（自己の業務の用に供するものに限る。）

イ アに掲げる区域以外の区域 建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物（自己の居住の用に供するものに限る。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市開発許可に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の規定による開発許可の申請に係る開発行為から適用し、同日前の申請に係る

開発行為については、なお従前の例による。

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

本市における居住環境を勘案し、定住人口の増加を図るため、市街化調整区域に係る開発許可の基準を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。



## 第 3 5 号議案

### 長崎市営住宅条例の一部を改正する条例

長崎市営住宅条例（平成 9 年長崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「二以上」を「2 以上」に改める。

別表長崎市営先の谷住宅の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

老朽化に伴い、長崎市営先の谷住宅を廃止したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 3 6 号議案

### 長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

長崎市水道事業給水条例（昭和 3 3 年長崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項及び第 3 9 条第 2 項ただし書中「第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令」を「第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

水道法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

## 第 3 7 号議案

### 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市火災予防条例（昭和 3 7 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第 1 条）」を「（第 1 条・第 1 条の 2）」に改める。

第 1 章中第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において使用する用語の意義は、法、消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 1 4 年総務省令第 2 4 号）において使用する用語の例による。

第 3 条第 1 項第 1 号中「（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）」、「（消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）」、「（建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）」及び「（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）」を削り、同項第 4 号中「附近」を「付近」に改め、同項第 1 7 号ク中「濾過装置」を「ろ過装置」に改め、同条第 3 項中「（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）」を削る。

第 3 条の 4 第 2 項中「第 3 条第 3 項」を「、第 3 条第 3 項」に改める。

第7条の2第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「サウナ設備」に改める。

第10条各号列記以外の部分を次のように改める。

火花を生ずる設備の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第10条の2第1項中「（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）」を削る。

第11条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のものにあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第14条第1項第4号中「<sup>がい</sup>碍管」を「がい管」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

舞台装置等の電気設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

第16条第1項中「（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）」を削る。

第17条の2第5号中「建築基準法施行令」の次に「（昭和25年政令第338号）」を加える。

第22条中「火消つば」を「火消しつば」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「<sup>たき</sup>焚火」を「たき火」に改める。

第26条第3項中「おおい」を「覆い」に改める。

第28条第1項中「<sup>びょう</sup>鋸打作業」を「びょう打作業」に、「附近」を「付近」に改める。

第 29 条第 3 号中「<sup>たき</sup>焚火」を「たき火」に改め、同条第 4 号中「附近」を「付近」に改める。

第 29 条の 2 第 1 号中「（令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第 2 号中「（令第 5 条の 6 第 2 号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第 29 条の 3 第 1 項第 1 号中「（建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。第 4 号及び第 5 号において同じ。）」を削り、同項第 2 号中「（建築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条及び第 40 条第 1 項において同じ。）」を削る。

第 30 条中「危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）で定める数量（以下「指定数量」という。）」を「指定数量」に改める。

第 31 条の 3 第 2 項第 1 号ただし書中「建築基準法」の次に「（昭和 25 年法律第 201 号）」を加える。

第 31 条の 7 第 3 号中「危険物の規制に関する政令」の次に「（昭和 34 年政令第 306 号）」を加える。

第 34 条第 2 項第 3 号エ中「（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）」を削る。

第 35 条第 3 項中「消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 41 条中「（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。）」及び「（建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。）」を削る。

第 45 条第 1 号ア中「はしたの数」を「端数」に改める。

第50条の2第1項中「(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)」を削る。

第2条 長崎市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項第1号及び第2号ただし書並びに第39条第1項第1号及び第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

消防法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 3 8 号議案

長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 5 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定により定められた基準によることとされる廃止前の長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間は、なおその効力を有する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

健康保険法等の一部を改正する法律による改正前の介護保険法の規定により指定を受けていた介護療養型医療施設の設置期限が満了することに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を廃止す

る必要があるので、この条例案を提出する。



## 第 3 9 号議案

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

水道事業及び公共下水道事業を追加すること等に伴い、高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいが、この変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

高島辺地の総合整備計画（令和5年3月15日議決）の一部を次のよう  
に変更する。

2 公共的施設の整備を必要とする事情に次のように加える。

(4) 水道事業

水道施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を  
担っていることから、老朽化した管路や設備の整備を行い、施設機能  
の維持を図る。

(5) 公共下水道事業

下水処理施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役  
割を担っていることから、老朽化した設備の整備を行い、施設機能の  
維持を図る。

3 公共的施設の整備計画の表中

「

消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700
観光・レクリエーション施設	長崎市	45,900		45,900	45,900
合 計		49,700		49,700	49,600

を

」

「

飲用水供給施設	長崎市	1,882,716	939,620	943,096	471,400
下水処理施設	長崎市	7,000	3,850	3,150	1,400
消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700
観光・レクリエーション施設	長崎市	58,300		58,300	58,300

に

合	計	1,951,816	943,470	1,008,346	534,800
---	---	-----------	---------	-----------	---------

」

改める。

「別 紙」

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	高島辺地
辺地の人口	3 0 5 人
辺地の面積	1. 2 km <sup>2</sup>

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市高島町

(2) 地域の中心の位置

長崎市高島町 2 7 0 9 番地 1 5

(3) 辺地度点数

1 6 0 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 消防車両等整備事業

狭あいな生活道路が存在することから、車両進入困難な場所において活用する小型動力ポンプ並びに同ポンプ及び消火活動用資機材を積載する小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い整備し、当該辺地内の消防団の機動力向上と消防活動の迅速化を図る。

(2) 飛島磯釣り公園施設整備事業

飛島磯釣り公園は、年間を通して集客が可能なレクリエーション施設であり、春季から秋季にかけて多くの利用者が訪れることから、老

朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

(3) 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業

高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場は、高島の観光の中心的なスポットであり、夏季は多くの海水浴客等が訪れることから、老朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700
観光・レクリエーション施設	長崎市	45,900		45,900	45,900
合計		49,700		49,700	49,600

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条第1項 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第3条第8項 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

## 第 4 0 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

#### 1 公の施設の名称

- (1) 長崎原爆資料館
- (2) 長崎市平和会館
- (3) 長崎市歴史民俗資料館

#### 2 指定管理者 長崎市尾上町 5 番 6 号

N B C S o c i a - T r u s t e e 共同事業体

代表者 長崎市尾上町 5 番 6 号

株式会社 N B C ソシア

代表取締役 藤 井 潤

#### 3 指定の期間 令和 6 年 9 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

長崎原爆資料館、長崎市平和会館及び長崎市歴史民俗資料館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 照」

## 地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



## 第 4 1 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市池島炭鉱体験施設
- 2 指定管理者 長崎市池島町 7 7 6 番地 1  
三井松島リソース株式会社  
代表取締役社長 和田 吉 高
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市池島炭鉱体験施設の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 4 2 号議案

地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の認可について

地方独立行政法人長崎市立病院機構から別紙の地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画に係る認可申請があったので、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 6 条第 1 項の規定により同計画を認可するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画を認可したいが、この中期計画を認可するに当たっては、地方独立行政法人法第 8 3 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画

地方独立行政法人長崎市立病院機構は、市長の指示である第4期中期目標に掲げられた4つの重点項目をはじめとする目標を達成し、効率的・効果的な病院経営を推進するため、次のとおり中期計画を定めるものとする。

### 第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 診療機能

##### (1) 担う医療

##### ア 救急医療

1. 救命救急専従医を10名以上確保し、24時間365日救命救急センターに常駐する体制を実現する。

#### 【目標値】救命救急専従医の人数

指 標	R2	R3	R4	R9 目標値
救命救急専従医数（4月時点）（人）	3	4	5	10

2. 軽症から中等症までの患者や回復期患者の円滑な転院を促進するため後方支援医療機関（ポストアキュート医療機関）との連携・協力協定を締結するとともに、より多くの緊急の患者を受け入れることができるように、病床を再稼働（現在12床、最大16床）し、長崎医療圏における当院が担うべき役割である重症及び深刻な状態にある二次、三次救急の患者を中心に受け入れ、迅速で専門的な医療を提供する。

##### イ 急性期・高度急性期医療

1. 高度化する分子標的薬治療・緩和医療などを安心・安全に提供できるよう各診療科の専門医や多職種による集学的がん医療体制を構築し、泌尿器科で導入を開始したロボット支援手術を呼吸器外科、消化器外科等に拡大するなどして、地域がん診療連携拠点病院の指定要件を維持しつつ、当院が担うべき高水準ながん診療を実行する。

【目標値】 地域がん診療連携拠点病院の指定要件

項目	指標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
がん ※暦年の 実績	悪性腫瘍の手術件数 (400件以上)	864件	721件	755件	719件	現状 維持
	放射線治療延べ患者 数(200人以上)	553人	508人	422人	424人	
	がんに係る薬物療法 延べ患者数 (1,000人以上)	1,051人	950人	1,015人	1,031人	
	緩和ケアチームの新 規介入患者数 (50人以上)	227人	221人	154人	159人	

2. 長崎大学病院及び当院の集中治療部、救命救急センターと連携し、急性期心疾患及び脳血管疾患の24時間365日の受入体制や特定集中治療室管理料1の施設基準である人員体制や設備を堅持して、地域医療機関からの緊急症例や院内外の重症例の受け入れを積極的に行う。また、リハビリテーション部や栄養管理部などの多職種との連携・協力体制を構築し、早期の転院や社会復帰を実現する。

【目標値】 平均在院日数の短縮

指標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
平均在院日数(日)	11.0	12.0	11.5	11.7	11.0

ウ 小児・周産期医療

1. 産科・婦人科、小児科、新生児内科の協働体制を強化し、ハイリスク出産や早産児等を円滑に受け入れ、出産から育児支援まで切れ目のない医療を提供するため、ユニットマネジメント体制\*や母児同室を実現する。  
※ 病床の一部を産科専用に区域特定(ユニット化・区域管理)することで助産師が妊産婦ケアに集中できるよう、担当する病室により助産業務と看護業務を整理し、母子にとって安全で安心な環境を整備すること。

エ 政策医療

1. 改正感染症法(令和6年4月1日施行)に基づく医療措置協定を長崎県と締結し、第1種協定指定医療機関(病床を確保する医療機関)及び第2種協定指定医療機関(発熱外来の医療提供を行う医療機関)の指定を受けるとともに、病床確保、発熱外来、検査能力などの医療提供体制を整備し、新興感染症等が発生したときに迅速な対応ができるよう感染症版BCP(事業継続計画)を策定する。

2. 行政や地域医療機関と連携して災害訓練を定期的に行い、患者受入体制などのマニュアルを適宜更新するとともに、長崎DMAT（災害派遣医療チーム）の隊員育成を進め、大規模災害発生時には速やかに被災地へDMATを派遣し、医療救護活動を実施する。
3. 透析医療については、急性期病院としての本来の機能である急性期透析医療に機能を集約する。

(2) 地域の医療連携の推進

1. 地域、特に長崎市南部地域の医療機関との協議の場を設け、連携を実質化するために各診療科の役割に応じた具体的な機能分担と連携の形を協定締結等により明確化する。
2. 地域医療支援病院としての役割を果たすため、地域医療機関と共同で医療講演会や研修会を実施するなどして、当院の情報を常に発信し、紹介率の更なる向上を実現する。

【目標値】 紹介率

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
紹介率	78.9%	77.4%	79.3%	82.2%	90.0%以上

3. 急性期・高度急性期医療を継続的に提供するとともに、地域包括ケアシステム構築に貢献するため、在宅療養を担う医療機関等との連携を強化し、退院時共同指導数を増加させる。

【目標値】 退院時共同指導数

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
退院時共同指導数 (人)	60	30	34	43	第3期中期 計画実績より 上昇

(3) 医療安全対策の徹底

1. 医療安全活動の透明性の目安とされる病床数の5倍のインシデント・アクシデント報告件数を毎年度達成する。特に、医師による報告数を増やす。

【目標値】 インシデント・アクシデント報告件数

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
インシデント・アクシデント報告件数 (件)	2,256	2,147	2,447	2,379	2,270

2. インシデント・アクシデント報告の分析結果や濃厚な治療や措置が必要となるレベル3b以上の事例の紹介と対策等を事例集としてまとめ、各部署に周知する体制を整備するとともに、情報の共有が確実になされたことが確認できるチェック機能を確認する。
3. 全職員の医療安全に対する意識向上と組織体制を強化するため、各部署が取り組む重点事項を設定し着実に実行する。

## 2 患者・市民の視点に立った医療の提供・満足度の向上

1. 患者相談サービスの充実のために、患者やその家族へ向けて医療相談サービスを提供するとともに個別のニーズに合わせた就労支援を行い、患者中心の医療の提供体制を強化する。
2. 入院患者、外来患者への定期的なアンケートの実施やご意見箱の意見に対し、速やかにフィードバックを行う。また、患者のニーズを把握し、要望改善に対応することで、患者と家族の満足度を向上させる。

### 【目標値】患者満足度

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
退院患者満足度 (%)	88.3	86.9	89.5	88.4	第3期中期 計画実績より 上昇
外来患者満足度 (%)	83.2	95.0	97.7	97.2	

3. 病院の役割や機能、経営状況、各疾患の治療内容、健康増進のための啓発等の住民・患者に必要な情報を、情報誌やホームページを通じて提供すると同時に各診療科や病院祭りの開催による直接的な交流等を促進し、有効かつ総合的な情報発信を行う。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 持続可能な病院運営

1. 第3期中期計画期間での検討結果に基づき、当面休床中の59床を除く454床（結核・感染症病床19床を含む。）での入院診療体制を維持するとともに、病棟看護師不足を解消しつつ、第4期中期計画期間中に454床の87%以上（稼働率）の高稼働を実現する。

【目標値】 病床稼働率

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
病床稼働率 (%)	77.9	63.8	63.7	61.1	87.0

病床稼働率：延べ入院患者数／許可病床数 513 床（令和 4 年 8 月以降は休床病床を除く。）×暦日×100

【参考】

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
※延べ入院患者数 (人)	146,214	119,536	119,286	105,643	144,370
※暦日(日)	366	365	365	365	366

【補足】 令和 2 年度から令和 4 年度までにおいてはコロナ対応のため一般病床を一部制限して運用していた。

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
年間平均運用病床 (床)		402	407	346	
運用病床に対する稼働 率 (%)		81.5	80.3	83.7	

運用病床に対する稼働率：延べ入院患者数／年間平均運用病床×暦日×100

2. 将来構想策定のための戦略組織を構築し、当院の診療実績、患者ニーズの変化の不断の分析に基づき中長期シミュレーションを行うとともに、長崎市、医師会や地域の他医療機関との緊密な連携体制を構築して診療機能の役割分担、連携・統合等の可能性を探り、今後救命救急・高度急性期医療を中核に当院が担うべき適正な診療機能の範囲（診療科数等）と規模（病床数等）を導出する。

2 魅力ある職場環境づくりと人材確保・育成

(1) 働きがいのある職場づくり

ア 業務改善

1. 医師の働き方改革について、令和 6 年 4 月からの医師の時間外労働の上限規制適用開始に当たっては、一部の診療科は月平均時間外労働 100 時間以内（B 水準）でスタートするが、当直体制からオンコール体制への変更、救急科 2 交代制導入、勤務時間シフト制導入、ICU 病棟・救命救急病棟・輪番日病棟担当医師の宿日直許可取得、他部門とのワークシェアリング、医師事務作業補助者の増員等の業務改善を継続実施し、全ての医師の月平均時間外労働 80 時間以内（A 水準）を実現する。

2. 看護師の業務負担軽減については、医師事務作業補助者、看護補助者を増員するとともに、院内における高齢患者の介護を分掌できる介護福祉士の採用を検討する。また、業務プロセスの見直しを行い、デジタル化や自動化を導入することで、業務負担を軽減する。特に、病棟看護師の仕事量を削減するため看護部と関連部署が連携する体制を構築し、解決策を講じ、各部門による協力やワークシェアを推進する。
3. 各部署において、効率的な働き方を促進するための方策を恒常的に模索し、具体的な取組について毎年報告する。

#### イ 働きやすい職場環境の構築

1. 職員の健康増進・疾病予防のため、産業保健の体制と機能を充実させ、二次検診受診率50%を実現する。

##### 【目標値】 二次検診受診率

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
二次検診受診率 (%)	28.4	13.1	20.5	30.0	50.0

2. ストレスチェックや職員満足度調査の結果を分析し、主要な課題や傾向を把握し、各部署と協議を行いながら具体的な改善計画や目標を設定する。毎年の各部署の取組について、改善事例を整理し、共有することで、職場全体での職場環境改善に対する共通認識を高める。

#### (2) 人材確保、適正配置

1. 病床数や業務量に見合った適正配置目標に基づき各部署の配置数を定める。特に、看護師不足解消までの期間においては、病床稼働増に資するため業務量に応じ各部門から病棟への配置転換を促進する。
2. 病院運営上、急務の課題となっている病棟看護師及び薬剤師の確保を優先しつつ、システムエンジニアや医師事務作業補助者、看護補助者などの不足している職種についても、入職時の新たなインセンティブの導入、インターンシップの受入れや学校訪問、SNSの活用も含めた幅広い広報活動等、総合的戦略により適正配置を実現する。

##### 【目標値】 病棟看護師確保数

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
病棟看護師確保数（4月時点）（人）	377	385	400	369	375



3. 人材確保や在職者の処遇改善のため、給料表を見直し、世代間の給与配分や若年層に重点を置いた給与改定を行う。

(3) 人材育成

ア 医療人材の育成

1. 専門職としてのスキル向上のために、職員が必要とする研修や学会発表などの支援を継続する。また、多職種の医療従事者が協働して学ぶチームベースの研修プログラムを導入し、チームワークやコミュニケーションの向上を通じ、安全で専門的、協力的な医療提供を行えるような体制にする。特に、看護師においては、質の高い医療の提供に寄与するために、認定看護師数及び特定行為研修修了者数を増やす。

【目標値】 認定看護師数及び特定行為研修修了者数

指 標	R1	R2	R3	R4	中期計画 期間
認定看護師数（人）	3	2	1	2	6
特定行為研修修了者数 （人）	0	0	1	2	5

2. 臨床研修医指導医や各領域専門医の取得を支援して研修プログラムを充実させ、初期臨床研修医のフルマッチを継続するとともに、後期専攻医を確保する。また、各部門の実習指導者を増やすとともに、職員の指導力向上の研修を開催する。

【目標値】

- ・ 毎年度3人～5人の臨床研修医指導医の資格取得
- ・ 毎年度実習指導者の育成

指 標	R1	R2	R3	R4	毎年度 目標値
臨床研修医指導医資格取得者数 （人）	7	3	9	4	3～5
実習指導者数（新規）（人）	10	6	10	9	数人
看護部	2	1	1	2	
薬剤部	3	3	3	4	
臨床検査部	0	0	0	1	
放射線部	1	0	2	0	
臨床工学部	1	0	0	0	
リハビリテーション部	3	2	4	2	

## イ 経営管理人材の育成

1. 経営管理に関する知識を有する人材を増やすため、各部署の中堅職員（入職後8年目から10年目まで）に向けて、各部署の業務内容や病院全体の経営・運営について考えるセミナーやワークショップ等を開催する。
2. 経営管理に関する専門的知識を得るため、係長級以上の職員に対して、「経営やマネジメント」の研修を実施する。

## ウ 人事評価制度の活用

1. 全ての職種において、職員の業績・能力を公正かつ適正に評価する人事評価制度を確立し、人事制度、給与制度に適切に連動させる。特に、医師においては、同時に医師の働き方改革との整合にも配慮した新たな医師給与制度を導入する。
2. 人事評価研修を継続し、評価プロセスに関する知識やスキルを向上させる。特に、評価を人材育成に活用し、被評価者の成長の手がかりととらえるための研修を新たに導入する。

## 3 業務運営の改善

### (1) 適正な業務運営

1. 理事会や経営企画会議において、地域の医療需要等の動向を常に把握するとともに診療実績の多角的分析を行い、当院が目指すべき医療の実現に向けて、効果的な経営戦略を策定することで、絶え間ない業務改善を行う。このプロセスの客観性と妥当性を担保するために、行政・地域医師会等のステークホルダーや外部有識者、コンサルタントなど第三者の参画を積極的に推進する。
2. 法人監査や監事監査における指摘事項に対しては関係部署の管理職が責任をもって迅速かつ適切に対応することとし、その成果は内部監査により検証する。

### (2) DXの推進

1. 情報マネジメントやデジタル技術の進歩に対応した医療IT人材を確保・育成し、情報セキュリティを含めた院内DX組織の体制を強化する。
2. 電子処方箋の利用促進、マイナ保険証オンライン資格確認を行うとともに、今後の国の方針に対応して迅速に各種患者サービスシステムを整備する。
3. 事務の業務効率化を進め職員の負担軽減につなげるため、文書管理、入札等の業務をICT化する。
4. 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を推進するため、医療機関間ICT（情報通信技術）ネットワークの機能を拡充・活用する。

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1 地方独立行政法人の自主性、自律性を活かした持続可能な財務運営

###### (1) 財務改善

1. 第3期中期計画最終年度における経常収支の悪化を踏まえ、以下の取組を行うことで、毎年度収支改善を実現し、中期計画期間中には経常収支の均衡化を達成する。
2. 入院収益については、病棟看護師不足解消の取組と連動しつつ、経営分析に基づく新たな数値目標を設定し、入院単価や新規入院患者の増などによる入院収益の継続的増収を実現する。
3. 費用面では、費用の項目ごとにシーリング基準を設定し、毎年度の予算を編成する。給与費については、経営状況にも鑑みながら人員配置の適正化など効果的な施策を実施することにより給与費比率を抑制し、材料費、経費については、契約事務の適正化を進め、一層の費用節減を達成する。
4. 医療機器、情報システムについては、中期計画期間中当面は新規機器の導入を原則凍結し、更新についても病院運営に支障をきたす恐れのある機器の故障等のみ緊急時の対応にとどめる。これまでに更新された医療機器についても、効率的な運用の観点から、導入後の収益上の効果も含めた検証を実施する。また、契約金額の適正化を実現するために、医療機器更新及び各種システム経費や費用等、全般にわたり契約方法の妥当性を検証し、必要に応じて見直す。
5. 未収金のうち、特に個人未収金については、発生の抑制に努めるとともに、未収金に係る徴収業務については管理ソフトを有効に活用したうえで、スムーズな専門機関への徴収委託につなげることにより、未収金額を減少させる。
6. 使用料・手数料等の料金収入については、経営状況、社会経済情勢の変化に対応するため、特に長期間改定されていない料金を対象に、「受益と負担の適正化」の観点から見直しを行う。

###### 【目標値】入院・外来収益及び経営指標

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
入院収益（百万円）	9,828	8,511	9,049	8,485	11,550
外来収益（百万円）	3,080	2,902	3,094	3,266	3,534

指 標	R1	R2	R3	R4	R9 目標値
経常収支比率	97.7%	113.4%	116.3%	105.1%	101.0%
経常収支（百万円）	▲343	1,931	2,433	779	154
給与費比率	54.8%	64.4%	61.5%	63.2%	51.4%
材料費比率	26.0%	25.1%	25.3%	27.5%	26.5%
経費比率	12.9%	15.7%	15.7%	17.2%	15.0%
利益剰余金（百万円） （▲：累積欠損金）	▲2,472	▲446	1,793	2,315	▲361

（注1）経常収支比率：（経常収益／経常費用）×100

（注2）給与費比率：（給与費／医業収益）×100

（注3）材料費比率：（材料費／医業収益）×100

（注4）経費比率：（経費／医業収益）×100

※（注2）～（注4）の医業収益には運営費負担金を含む。

【目標値】個人未収金額

（単位：千円）

個人未収金 （3月末時点）	R1 に生じた未収金	R2 に生じた未収金	R3 に生じた未収金	R4 に生じた未収金	R9 目標値
R1	44,791				
R2	5,168	38,553			
R3	5,021	6,231	52,901		
R4	3,138	4,374	2,849	33,784	
毎年度目標	前年度より減少				第3期中期 計画実績より減少

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令の遵守

1. 適正な業務運営を推進するために、職員一人ひとりが公的医療機関の一員として医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令や内部規程を遵守するとともに、内部統制部門を中心にモニタリングや内部通報窓口機能等を強化する。

2. 研修等により組織全体の個人情報保護意識を徹底するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第40号）及び長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）等に基づき、個人情報を適正に管理し、患者及びその家族に対しての開示等の情報公開を適切に行う体制を強化する。

## 2 サイバーセキュリティ対策

1. ハード面においては、オンラインストレージの導入によりUSBメモリ使用によるリスクを回避するとともに、令和7年度の医療情報システム（電子カルテシステム等）の更新に合わせて、端末管理、ウイルス対策、各種サーバーのバックアップ体制、外部からの不正アクセスの遮断性を強化し、強固なネットワーク環境を確立する。
2. ソフト面においては、令和5年度に策定した「情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心とした管理体制を確立し、その下でインシデント・アクシデントを把握し適切な危機管理対策を講じるとともに、職員のセキュリティ意識醸成のための研修等の啓発活動を強化する。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円、金額は税込）

区 分		金 額
収入		65,358
営業収益	営業収益	60,893
	医業収益	58,224
	運営費負担金収益	2,425
	補助金等収益	244
営業外収益	営業外収益	753
	運営費負担金収益	136
	その他営業外収益	617
資本収入	資本収入	3,712
	運営費負担金	1,463
	長期借入金	2,249
	その他資本収入	0
その他の収入		0
支出		66,443
営業費用	営業費用	60,342
	医業費用	60,342
	給与費	32,379
	材料費	17,679
	経費	10,024
	その他	260
営業外費用		420
資本支出	資本支出	5,681
	建設改良費	2,463
	償還金	3,218
	その他資本支出	0
その他の支出		0

（注1）期間中の診療報酬改定、消費税率改定等の税制改正、給与改定及び物価変動等の影響は考慮していない。

（注2）数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

【人件費の見積り】

中期計画期間中総額32,343百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に対する運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円、金額は税抜）

区 分	金 額
収益の部	63,866
営業収益	63,166
医業収益	58,138
運営費負担金収益	2,425
補助金等収益	244
資産見返負債戻入	2,359
営業外収益	700
運営費負担金収益	136
その他営業外収益	564
臨時利益	0
費用の部	64,842
営業費用	64,072
医業費用	61,622
給与費	32,343
材料費	16,072
経費	9,224
減価償却費	3,745
その他	238
控除対象外消費税等	2,450
営業外費用	722
臨時損失	48
純利益	▲976
目的積立金取崩額	0
総利益	▲976

（注1）期間中の診療報酬改定、消費税率改定等の税制改正、給与改定及び物価変動等の影響は考慮していない。

（注2）数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

### 3 資金計画（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円、金額は税込）

区 分	金 額
資金収入	69,834
業務活動による収入	61,646
診療業務による収入	58,224
運営費負担金による収入	2,561
その他の営業活動による収入	861
投資活動による収入	1,463
運営費負担金による収入	1,463
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	2,249
長期借入れによる収入	2,249
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	4,475
資金支出	69,834
業務活動による支出	60,865
給与費支出	32,379
材料費支出	17,679
その他の業務活動による支出	10,807
投資活動による支出	2,449
有形固定資産の取得による支出	2,449
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	3,232
長期借入金の返済による支出	2,909
移行前地方債償還債務の償還による支出	309
その他の財務活動による支出	14
次期中期目標期間への繰越金	3,288

（注）数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

#### 第7 短期借入金の限度額

##### 1 限度額

1,000百万円

##### 2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (2) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応



第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  
なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

料金は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付に要する診療費 国が定める労災診療費算定基準により算定した額
- (4) 非紹介患者初診及び再診加算料 健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき理事長が定める額
- (5) 個室使用料（希望により使用する場合に限る。） 別表に掲げる額
- (6) 健康診断料 前記(1)を基準として理事長が定める額とし、国民健康保険組合その他の団体等との間における診療契約に係る料金は、その契約の定めるところによる。
- (7) 分娩料 別表に掲げる額
- (8) 手数料 別表に掲げる額
- (9) (1)から(8)までに掲げる以外のもの 理事長が別に定める額

2 消費税

消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る料金は、前記1において定める額に消費税（地方消費税を含む。）を加えた額とする。

3 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。

4 延滞金

理事長は、督促を受けたものが、料金を納付する場合には、延滞金を徴収することができる。

5 その他

第10 料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

別表

1 個室使用料

区 分	単 位	金 額
準個室（4床室）	1日	2,000円を上限として 理事長が定める額
一般個室	1日	8,000円
特別個室	1日	24,000円

2 分娩料

区 分		金 額	
帝王切開の場合		1胎につき	18万円
通常分娩の 場合	平日	時間内	1胎につき 25万円
		時間外	1胎につき 30万円
		深夜	1胎につき 30万円
休 日		1胎につき	30万円
帝王切開及 び通常分娩 以外の場合	平日	時間内	1胎につき 16万円
		時間外	1胎につき 19万2,000円
		深夜	1胎につき 22万4,000円
	休 日		1胎につき

多胎の分娩をする場合の2胎目以降の分娩料は、1胎につき左欄の区分に応じ定める金額に2分の1を乗じて得た額とする。

(注1) 「通常分娩」とは、第10料金に関する事項1(1)の規定により算定される療養、医療等を伴わない分娩をいう。

(注2) 「時間内」とは、午前8時から午後6時までをいう。

(注3) 「時間外」とは、(注2)及び(注4)に掲げる時間帯以外の時間帯をいう。

(注4) 「深夜」とは、午後10時から午前6時までをいう。

(注5) 「休日」とは、次に定める日をいう。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(注6) 分娩料の場合の区分の決定は、出産時刻の属する時間帯による。

3 手数料

区 分	単 位	金 額
診断書料	1通につき	3,000円以上7,000円以下
証明書料	1通につき	1,000円以上2,000円以下
督促料	1通につき	100円

第11 その他長崎市の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	2,200	長期借入金

（注）各事業年度の施設及び設備に関する計画の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 中期目標の期間を超える債務負担

ア 移行前地方債償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	399	1,094	1,493

イ 長期借入金償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	3,089	7,884	10,973

ウ 新病院整備等事業

	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
新病院整備等事業	令和6年度から令和12年度まで	1,508百万円に長崎市新市立病院整備運営事業 事業契約書別紙12の4の記載のうち、物価変動等に伴うサービス対価の改定（令和3年4月以降のものに限る。）により変更した額を含む。次期以降事業費及び総事業費の欄において同じ。	1,048百万円	2,556百万円

（注）事業期間は、中期目標期間以後の分について記載している。

### 3 積立金の処分に関する計画

- 前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実等に充てる。

「参 照」

## 地方独立行政法人法

第 2 6 条第 1 項 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

第 8 3 条第 3 項 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 2 6 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

## 第 4 3 号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 国道 2 0 2 号歩道橋上部ほか工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 8 5 2, 6 1 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 3 月 6 日まで
- 5 相 手 方 矢田工業・石原組・若狭建設特定建設工事共同企業体  
代表者 福岡市博多区比恵町 1 番 3 0 - 2 0 6 号  
矢田工業株式会社九州営業所  
所 長 青 木 肇  
  
長崎市万才町 1 番 1 号  
株式会社石原組  
代表取締役 石 原 吉 衛  
  
佐世保市塩浜町 7 番 2 4 号  
若狭建設株式会社  
代表取締役 江 口 直 有

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

国道 2 0 2 号歩道橋上部ほか工事の請負については、予定価格が 1 億 5,

000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。



「参 考」

国道 2 0 2 号歩道橋上部ほか工事の概要

- |   |      |          |            |
|---|------|----------|------------|
| 1 | 工事場所 | 大黒町及び尾上町 |            |
| 2 | 工事内容 | 延        | 長 9 3 メートル |
|   |      | 工場製作工    | 一式         |
|   |      | 工場製品輸送工  | 一式         |
|   |      | 架設工      | 一式         |
|   |      | 電気設備工    | 一式         |
|   |      | 現場塗装工    | 一式         |
|   |      | 既設橋改築工   | 一式         |
|   |      | 仮設工      | 一式         |

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 第 4 4 号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎駅東通り線橋梁架替工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 480,738,500円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和8年3月6日まで
- 5 相手方 上滝・F a c t o r y 特定建設工事共同企業体  
代表者 長崎市新地町5番17号  
株式会社上滝  
代表取締役 上 滝 満  
長崎市多以良町1551番地93  
株式会社F a c t o r y  
代表取締役社長 山 本 清 和

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎駅東通り線橋梁架替工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎駅東通り線橋梁架替工事の概要

1	工事場所	尾上町、八千代町、宝町及び幸町		
2	工事内容	延	長	180メートル
		橋	台	工 2基
		プレストレストコンクリート橋工		13.5メートル
		橋 梁 付 属 物	工	一式
		迂 回 路 整 備	工	180メートル
		旧 橋 撤 去	工	一式
		仮 設	工	一式

## 第 4 5 号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 8 6 5, 4 7 4, 6 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 8 月 6 日まで
- 5 相 手 方 森美工務店・長崎土建・長崎大建特定建設工事共同企業  
体

代表者 長崎市勝山町 2 6 番地 9

株式会社森美工務店

代表取締役 安 達 健 蔵

長崎市出島町 4 番 2 号

株式会社長崎土建工業所

代表取締役社長 上 山 信 宏

長崎市田中町 5 8 6 番地 1 0

株式会社長崎大建

代表取締役 林 田 和 雄

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

## 理 由

西町小学校改築主体工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西町小学校改築主体工事の概要

1 工事場所 西町

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造3階建

昇	降	口	1					
事	務	室	1					
校	長	室	1					
職	員	室	1					
湯	沸	室	1					
印	刷	室	1					
放	送	室	2					
教	材	室	3					
会	議	室	1					
保	健	室	1					
脱	衣	室	3					
カ	ウ	ン	セ	リ	ン	グ	室	1
ポ	ン	プ	室	2				
庁	務	員	作	業	室	1		
通	級	室	1					
配	膳	室	1					
教	育	相	談	室	1			
便	所	1	8					
シ	ャ	ワ	ー	室	4			

特別支援教室	4
多目的室	2
ホール	1
図書室	1
家庭科室	1
家庭科準備室	1
アリーナ	1
前室	1
器具庫	2
更衣室	6
ステージ	1
倉庫	2
下足室	1
育友会室	1
児童会室	1
情報発信コーナー	1
図工室	1
図工準備室	1
音楽室	1
音楽準備室	1
ギャラリー	1
普通教室	12
理科室	1
理科準備室	1
資料室	1



物 入 4

(2) 建築物の面積 建築面積 4,205.42平方メートル

延べ面積 7,271.54平方メートル

(3) その他 昇降機設備工事 一式

外構工事 一式

## 第 4 6 号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 222,737,900円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相 手 方 長崎市西山2丁目11番1号  
株式会社K I Y O  
代表取締役 本 田 一 馬

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

西町小学校改築管工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西町小学校改築管工事の概要

1	工事場所	西町	
2	工事内容	衛生器具設備	一式
		給水設備	一式
		雨水利用設備	一式
		排水設備	一式
		給湯設備	一式
		消火設備	一式
		ガス設備	一式
		空気調和設備	一式
		換気設備	一式
		仮設工事	一式
		撤去工事	一式

## 第 4 7 号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 204,888,090円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相 手 方 長崎市柳谷町24番43号

原口電気株式会社

代表取締役 原 口 真 紀

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

西町小学校改築電気工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西町小学校改築電気工事の概要

1	工事場所	西町	
2	工事内容	電 灯 設 備	一式
		動 力 設 備	一式
		構内情報通信網設備	一式
		構 内 交 換 設 備	一式
		情 報 表 示 設 備	一式
		映 像 ・ 音 響 設 備	一式
		拡 声 設 備	一式
		誘 導 支 援 設 備	一式
		テレビ共同受信設備	一式
		監 視 カ メ ラ 設 備	一式
		火 災 報 知 設 備	一式
		構 内 配 電 線 路	一式
		構 内 通 信 線 路	一式
		受 変 電 設 備	一式

## 第 4 8 号議案

### 工事の請負契約の一部変更について

令和 4 年 9 月 9 日に議会の議決を得て締結した新東工場整備運営事業  
建設工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 21,338,900,000 円

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 6 月 1 5 日まで

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

新東工場整備運営事業 建設工事の請負契約については、造成工事において硬い岩盤が存在していることが判明したため、掘削工法の変更を行う必要が生じたこと等により工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額及び工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和4年9月9日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 新東工場整備運営事業 建設工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 20,559,000,000円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和8年3月31日まで
- 5 相 手 方 三菱・フジタ・MHITC特定建設工事共同企業体  
代表者 福岡市博多区博多駅中央街8番27号  
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社  
九州支店  
支 店 長 小 倉 智 治  
福岡市博多区下川端町1番1号  
株式会社フジタ九州支店  
支 店 長 安 東 則 好  
長崎市飽の浦町5番3号  
三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社  
西日本建設統括部  
西日本建設統括部長 田 川 重 二

## 第 4 9 号議案

### 工事の請負契約の一部変更について

平成 3 1 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結し、令和元年 6 月 1 0 日、令和 2 年 7 月 1 7 日及び同年 1 0 月 9 日に専決処分して一部変更し、同年 1 2 月 4 日に議会の議決を得て一部変更し、並びに令和 3 年 1 月 2 7 日、令和 4 年 2 月 4 日、令和 5 年 2 月 3 日及び同年 8 月 1 7 日に専決処分して一部変更した重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2 期工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 2, 0 1 0, 8 1 2, 2 0 0 円

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2 期工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したこと及び交通誘導員の配置人数の変更等を行う必要が生じたことにより工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。



「参 考」

(平成31年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期  
工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,903,824,000円(令和元年6月10日に専決処分して1,911,763,800円とし、令和2年7月17日に専決処分して1,910,442,700円とし、同年10月9日に専決処分して1,916,413,500円とし、同年12月4日に議会の議決を得て1,927,556,500円に変更し、令和3年1月27日に専決処分して1,929,647,600円とし、令和4年2月4日に専決処分して1,913,867,000円とし、令和5年2月3日に専決処分して1,921,079,700円とし、及び同年8月17日に専決処分して1,923,885,800円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から平成37年6月30日まで
- 5 相 手 方 松井・大進・長崎土建特定建設工事共同企業体  
代表者 福岡市博多区博多駅前三丁目19番5号  
松井建設株式会社九州支店  
取締役執行役員支店長 盆子原 和 利

長崎市樺島町 1 番 1 6 号

大進建設株式会社

代 表 取 締 役      中 村 知 也

長崎市出島町 4 番 2 号

株式会社長崎土建工業所

代 表 取 締 役 社 長      上 山 信 宏

## 第 5 0 号議案

### 財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
消防ポンプ自動車	1 台

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

災害現場における消火活動を効果的に行うため、消防ポンプ自動車を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

消防ポンプ自動車の概要

- |   |           |             |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 車 両 総 重 量 | 約4,500キログラム |
| 2 | ホイールベース   | 約2.83メートル   |
| 3 | 乗 車 定 員   | 10人         |
| 4 | 駆 動 方 式   | 二輪駆動式       |

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 第 5 1 号議案

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 6,568,197,099円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和23年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市興善町2番8号  
PFI長崎市スクールランチ株式会社  
代表取締役 脇本 実

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木 史朗

### 理 由

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業については、当該施設の買入れに係る予定価格が1億5,000万円以上であるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業の概要

- 1 事業の場所 香焼町
- 2 事業内容 設 計 業 務  
建設・工事監理業務  
開業準備業務  
維持管理業務  
運 営 業 務

「参 照」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。



	千円
法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000
	〔略〕
	市（指定都市を除く。） 150,000
	〔略〕



## 第 5 2 号議案

### 包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の金額 12,650,000円を上限とする額
- 3 契約の始期 令和6年4月1日
- 4 相手方住所   
  
氏名 宮 本 篤  
資格 弁護士

令和6年2月21日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

包括外部監査契約を締結する場合には、地方自治法第252条の36第1項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。



長 監 第 5 1 号

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

長崎市長 鈴木 史 朗 様

長崎市監査委員 西 本 徳 明

同 三 谷 利 博

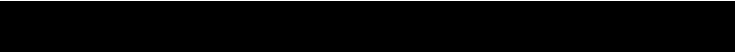

同 吉 原 孝

同 山 本 信 幸



令和 6 年度包括外部監査契約締結に関する意見について

地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項に基づき、令和 5 年 1 2 月 1 4 日付け長監第 4 8 号で意見を求められた令和 6 年度包括外部監査契約締結に係る次の事項については、同意します。

- 1 契約の相手方 住所   
  
氏名 宮 本 篤  
資格 弁護士
- 2 契約の始期 令和 6 年 4 月 1 日

## 「参 照」

### 地方自治法

第 2 5 2 条の 2 8 第 1 項（抜粋） 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項（抜粋） 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

第 2 5 2 条の 3 6 第 4 項 第 1 項又は第 2 項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第 1 項各号に掲げる普通地方公共団体及び第 2 項の条例を定めた第 1 項第 2 号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

第 2 5 2 条の 3 6 第 7 項 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

### 地方自治法施行令

第 1 7 4 条の 4 9 の 2 6 地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項第 2 号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

## 第 5 3 号議案

### 令和 5 年度長崎市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 5 年度長崎市の一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34,987 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 248,355,577 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	73,624,557	28,087	73,652,644
	2 国庫補助金	23,568,183	28,087	23,596,270
20	繰入金	9,722,898	6,900	9,729,798
	2 基金繰入金	9,706,658	6,900	9,713,558
	歳 入 合 計	248,320,590	34,987	248,355,577

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	25,766,668	34,987	25,801,655
	1 総務管理費	22,657,098	6,900	22,663,998
	2 徴税費	1,638,747	28,087	1,666,834
	歳 出 合 計	248,320,590	34,987	248,355,577



第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事管理費 人事給与管理システム運営費	千円 6,900
	2 徴税費	賦課費 個人住民税課税システム運営費	28,087



## 理 由

定額減税に伴う個人住民税課税システム運営費及び人事給与管理システム運営費その他について予算の補正を必要とするので、地方自治法第218条第1項の規定により、この議案を提出する。

## 「 参 照 」

### 地方自治法

第218条第1項 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

# 說 明 書





(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	千円 25,766,668	千円 34,987	千円 25,801,655
歳 出 合 計	248,320,590	34,987	248,355,577

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
28,087			6,900
28,087	0	0	6,900

2 歳 入

16款 国庫支出金 28,087千円  
 2項 国庫補助金 28,087千円

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	千円 12,903,528	千円 28,087	千円 12,931,615
計	23,568,183	28,087	23,596,270

20款 繰入金 6,900千円  
 2項 基金繰入金 6,900千円

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 3,813,411	千円 6,900	千円 3,820,311
計	9,706,658	6,900	9,713,558

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補 助金	千円 28,087	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 28,087

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 6,900		千円

1 6 款 国庫支出金 2 0 款 繰入金



### 3 歳 出

2 款 総務費

34,987千円

1 項 総務管理費

6,900千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 8,977,908	千円 6,900	千円 8,984,808	千円	千円	千円	千円 6,900
計	22,657,098	6,900	22,663,998	0	0	0	6,900

2 款 総務費

34,987千円

2 項 徴税費

28,087千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 賦課費	千円 316,642	千円 28,087	千円 344,729	千円 28,087	千円	千円	千円
				国庫支出金 28,087			
計	1,638,747	28,087	1,666,834	28,087	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 6,900	1 人事管理費	千円 6,900
		1 人事給与管理システム運営費	6,900

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 28,087	1 賦課費	千円 28,087
		1 個人住民税課税システム運営費	28,087

2 款 総務費

繰越明許

款	項	目	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	人事管理費 人事給与管理システム運営費	千円 6,900
	2 徴税費	2 賦課費	賦課費 個人住民税課税システム運営費	28,087

費 明 細 書

左 の 内 訳	繰 越 事 由
委託料 千円 6,900	定額減税に伴うシステム改修委託が年度内に完了しない見込みであるため。
委託料 28,087	定額減税に伴うシステム改修委託が年度内に完了しない見込みであるため。

# 参 考 资 料

令和5年度各会計別予算額調（2月議会 第14号補正）

（単位：千円）

会 計 別		現 計 予 算 額		補 正 額	合 計	
		金 額	構 成 比		金 額	構 成 比
一 般 会 計		248,320,590	60.6	34,987	248,355,577	60.6
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	416,466	0.1	-	416,466	0.1
	国 民 健 康 保 険 事 業	54,922,858	13.4	-	54,922,858	13.4
	土 地 取 得	2,607,052	0.6	-	2,607,052	0.6
	中 央 卸 売 市 場 事 業	262,397	0.1	-	262,397	0.1
	駐 車 場 事 業	227,726	0.1	-	227,726	0.1
	財 産 区	115,841	0.0	-	115,841	0.0
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	100,778	0.0	-	100,778	0.0
	介 護 保 険 事 業	50,998,163	12.5	-	50,998,163	12.5
	生 活 排 水 事 業	538,468	0.1	-	538,468	0.1
	診 療 所 事 業	394,143	0.1	-	394,143	0.1
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	6,488,686	1.6	-	6,488,686	1.6
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	1,206,688	0.3	-	1,206,688	0.3
	小 計	118,279,266	28.9	-	118,279,266	28.9
公 営	水 道 事 業	19,137,343	4.7	-	19,137,343	4.7
企 業	下 水 道 事 業	23,796,277	5.8	-	23,796,277	5.8
会 計	小 計	42,933,620	10.5	-	42,933,620	10.5
合 計		409,533,476	100.0	34,987	409,568,463	100.0

令和5年度一般会計予算額調 (2月議会 第14号補正)

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	別	現 計 予 算 額		補 正 額	合 計	
			金 額	構 成 比 %		金 額	構 成 比 %
1	市	税	54,919,279	22.1	-	54,919,279	22.1
	1	市 民 税	23,847,707	9.6	-	23,847,707	9.6
	2	固 定 資 産 税	21,311,778	8.6	-	21,311,778	8.6
	3	軽 自 動 車 税	1,068,445	0.4	-	1,068,445	0.4
	4	市 た ば こ 税	2,715,737	1.1	-	2,715,737	1.1
	5	入 湯 税	52,443	0.0	-	52,443	0.0
	6	事 業 所 税	1,528,487	0.6	-	1,528,487	0.6
	7	都 市 計 画 税	4,022,345	1.6	-	4,022,345	1.6
	8	宿 泊 税	372,337	0.1	-	372,337	0.1
2	地 方 譲 与 税		995,026	0.4	-	995,026	0.4
	1	地 方 揮 発 油 譲 与 税	202,479	0.1	-	202,479	0.1
	2	自 動 車 重 量 譲 与 税	717,917	0.3	-	717,917	0.3
	3	地 方 道 路 譲 与 税	1	0.0	-	1	0.0
	4	特 別 と ん 譲 与 税	7,173	0.0	-	7,173	0.0
	5	森 林 環 境 譲 与 税	67,456	0.0	-	67,456	0.0
3	利 子 割 交 付 金		15,047	0.0	-	15,047	0.0
	1	利 子 割 交 付 金	15,047	0.0	-	15,047	0.0
4	配 当 割 交 付 金		162,922	0.1	-	162,922	0.1
	1	配 当 割 交 付 金	162,922	0.1	-	162,922	0.1
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		169,886	0.1	-	169,886	0.1
	1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	169,886	0.1	-	169,886	0.1
6	法 人 事 業 税 交 付 金		712,675	0.3	-	712,675	0.3
	1	法 人 事 業 税 交 付 金	712,675	0.3	-	712,675	0.3
7	地 方 消 費 税 交 付 金		11,102,882	4.5	-	11,102,882	4.5
	1	地 方 消 費 税 交 付 金	11,102,882	4.5	-	11,102,882	4.5
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		50,441	0.0	-	50,441	0.0
	1	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,441	0.0	-	50,441	0.0
9	環 境 性 能 割 交 付 金		59,912	0.0	-	59,912	0.0
	1	環 境 性 能 割 交 付 金	59,912	0.0	-	59,912	0.0
10	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		316	0.0	-	316	0.0
	1	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	316	0.0	-	316	0.0
11	地 方 特 例 交 付 金		399,528	0.2	-	399,528	0.2
	1	地 方 特 例 交 付 金	293,273	0.1	-	293,273	0.1
	2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	106,255	0.0	-	106,255	0.0
12	地 方 交 付 税		38,890,353	15.7	-	38,890,353	15.7
	1	地 方 交 付 税	38,890,353	15.7	-	38,890,353	15.7
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		60,100	0.0	-	60,100	0.0
	1	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,100	0.0	-	60,100	0.0
14	分 担 金 及 び 負 担 金		1,412,419	0.6	-	1,412,419	0.6
	1	負 担 金	1,412,419	0.6	-	1,412,419	0.6
15	使 用 料 及 び 手 数 料		4,148,966	1.7	-	4,148,966	1.7
	1	使 用 料	3,513,305	1.4	-	3,513,305	1.4
	2	手 数 料	635,661	0.3	-	635,661	0.3
16	国 庫 支 出 金		73,624,557	29.6	28,087	73,652,644	29.7
	1	国 庫 負 担 金	38,336,365	15.4	-	38,336,365	15.4
	2	国 庫 補 助 金	23,568,183	9.5	28,087	23,596,270	9.5
	3	委 託 金	11,720,009	4.7	-	11,720,009	4.7
17	県 支 出 金		15,942,795	6.4	-	15,942,795	6.4
	1	県 負 担 金	11,217,476	4.5	-	11,217,476	4.5
	2	県 補 助 金	4,018,585	1.6	-	4,018,585	1.6
	3	委 託 金	706,734	0.3	-	706,734	0.3
18	財 産 収 入		2,010,745	0.8	-	2,010,745	0.8
	1	財 産 運 用 収 入	340,111	0.1	-	340,111	0.1
	2	財 産 売 払 収 入	1,670,634	0.7	-	1,670,634	0.7
19	寄 附 金		2,197,396	0.9	-	2,197,396	0.9
	1	寄 附 金	2,197,396	0.9	-	2,197,396	0.9
20	繰 入 金		9,722,898	3.9	6,900	9,729,798	3.9
	1	特 別 会 計 繰 入 金	16,240	0.0	-	16,240	0.0
	2	基 金 繰 入 金	9,706,658	3.9	6,900	9,713,558	3.9
21	繰 越 金		6,794,036	2.7	-	6,794,036	2.7
	1	繰 越 金	6,794,036	2.7	-	6,794,036	2.7
22	諸 収 入		5,778,488	2.3	-	5,778,488	2.3
	1	延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	63,257	0.0	-	63,257	0.0
	2	市 預 金 利 子	962	0.0	-	962	0.0
	3	貸 付 金 元 利 収 入	1,810,729	0.7	-	1,810,729	0.7
	4	受 託 事 業 収 入	91,772	0.0	-	91,772	0.0
	5	雑 収 入	3,811,768	1.5	-	3,811,768	1.5
23	市 債		19,149,923	7.7	-	19,149,923	7.7
	1	市 債	19,149,923	7.7	-	19,149,923	7.7
	合 計		248,320,590	100.0	34,987	248,355,577	100.0

款 項 別	現 計 予 算 額		補 正 額	合 計	
	金 額	構 成 比		金 額	構 成 比
1 議 会 費	879,970	0.4	-	879,970	0.4
1 議 会 費	879,970	0.4	-	879,970	0.4
2 総 務 費	25,766,668	10.4	34,987	25,801,655	10.4
1 総 務 管 理 費	22,657,098	9.1	6,900	22,663,998	9.1
2 徴 税 費	1,638,747	0.7	28,087	1,666,834	0.7
3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	934,372	0.4	-	934,372	0.4
4 選 挙 費	362,616	0.1	-	362,616	0.1
5 統 計 調 査 費	51,715	0.0	-	51,715	0.0
6 監 査 委 員 費	122,120	0.0	-	122,120	0.0
3 民 生 費	117,654,617	47.4	-	117,654,617	47.4
1 社 会 福 祉 費	51,455,898	20.7	-	51,455,898	20.7
2 児 童 福 祉 費	30,778,365	12.4	-	30,778,365	12.4
3 生 活 保 護 費	21,060,789	8.5	-	21,060,789	8.5
4 原 爆 被 爆 者 対 策 費	14,358,365	5.8	-	14,358,365	5.8
5 災 害 救 助 費	1,200	0.0	-	1,200	0.0
4 衛 生 費	20,814,740	8.4	-	20,814,740	8.4
1 保 健 衛 生 費	10,674,063	4.3	-	10,674,063	4.3
2 清 掃 費	9,393,373	3.8	-	9,393,373	3.8
3 上 水 道 費	747,304	0.3	-	747,304	0.3
6 農 林 水 産 業 費	4,163,344	1.7	-	4,163,344	1.7
1 農 業 費	2,066,308	0.8	-	2,066,308	0.8
2 林 業 費	222,599	0.1	-	222,599	0.1
3 水 産 業 費	1,874,437	0.8	-	1,874,437	0.8
7 商 工 費	5,069,297	2.0	-	5,069,297	2.0
1 商 工 費	5,069,297	2.0	-	5,069,297	2.0
8 土 木 費	24,740,869	10.0	-	24,740,869	10.0
1 土 木 管 理 費	1,035,483	0.4	-	1,035,483	0.4
2 道 路 橋 り よ う 費	4,771,551	1.9	-	4,771,551	1.9
3 河 川 海 岸 費	612,223	0.2	-	612,223	0.2
4 港 湾 費	756,853	0.3	-	756,853	0.3
5 都 市 計 画 費	15,272,145	6.2	-	15,272,145	6.1
6 住 宅 費	2,292,614	0.9	-	2,292,614	0.9
9 消 防 費	4,812,948	1.9	-	4,812,948	1.9
1 消 防 費	4,812,948	1.9	-	4,812,948	1.9
10 教 育 費	18,374,015	7.4	-	18,374,015	7.4
1 教 育 総 務 費	2,348,163	0.9	-	2,348,163	0.9
2 小 学 校 費	6,843,836	2.8	-	6,843,836	2.8
3 中 学 校 費	1,724,586	0.7	-	1,724,586	0.7
4 高 等 学 校 費	788,405	0.3	-	788,405	0.3
5 幼 稚 園 費	38,718	0.0	-	38,718	0.0
6 社 会 教 育 費	2,560,937	1.0	-	2,560,937	1.0
7 保 健 体 育 費	3,780,499	1.5	-	3,780,499	1.5
8 市 民 会 館 費	288,871	0.1	-	288,871	0.1
11 災 害 復 旧 費	530,000	0.2	-	530,000	0.2
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	79,000	0.0	-	79,000	0.0
2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	401,000	0.2	-	401,000	0.2
3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	20,000	0.0	-	20,000	0.0
4 市 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	30,000	0.0	-	30,000	0.0
12 公 債 費	25,314,122	10.2	-	25,314,122	10.2
1 公 債 費	25,314,122	10.2	-	25,314,122	10.2
13 予 備 費	200,000	0.1	-	200,000	0.1
1 予 備 費	200,000	0.1	-	200,000	0.1
合 計	248,320,590	100.0	34,987	248,355,577	100.0



令和5年度一般会計性質別予算額調 (2月議会 第14号補正)

(単位：千円)

性 質 別	現 計 予 算 額		補 正 額	合 計	
	金 額	構 成 比		金 額	構 成 比
1 人 件 費	27,372,778	11.0	-	27,372,778	11.0
(1) 特 別 職 給 与	488,130	0.2	-	488,130	0.2
(2) 職 員 給	18,864,062	7.6	-	18,864,062	7.6
ア 基 本 給	12,042,772	4.8	-	12,042,772	4.8
イ そ の 他 の 手 当	6,821,290	2.7	-	6,821,290	2.7
(3) 地 方 公 務 員 共 済 組 合 等 負 担 金	4,343,735	1.7	-	4,343,735	1.7
(4) 退 職 金	1,107,887	0.4	-	1,107,887	0.4
(5) そ の 他	2,568,964	1.0	-	2,568,964	1.0
2 物 件 費	29,141,418	11.7	34,987	29,176,405	11.7
3 維 持 補 修 費	1,686,071	0.7	-	1,686,071	0.7
4 扶 助 費	90,970,197	36.6	-	90,970,197	36.6
5 補 助 費 等	17,989,201	7.2	-	17,989,201	7.2
6 投 資 的 経 費	31,097,352	12.5	-	31,097,352	12.5
(1) 普 通 建 設 事 業 費	30,567,352	12.3	-	30,567,352	12.3
ア 補 助 分	19,513,412	7.9	-	19,513,412	7.9
イ 単 独 分	9,359,885	3.8	-	9,359,885	3.8
ウ 県 施 行 分	1,694,055	0.7	-	1,694,055	0.7
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	530,000	0.2	-	530,000	0.2
ア 補 助 分	125,000	0.1	-	125,000	0.1
イ 単 独 分	405,000	0.2	-	405,000	0.2
7 公 債 費	25,314,122	10.2	-	25,314,122	10.2
8 積 立 金	5,950,223	2.4	-	5,950,223	2.4
9 出 資 金	2,849,064	1.1	-	2,849,064	1.1
10 貸 付 金	1,479,641	0.6	-	1,479,641	0.6
11 繰 出 金	14,270,523	5.7	-	14,270,523	5.7
12 予 備 費	200,000	0.1	-	200,000	0.1
合 計	248,320,590	100.0	34,987	248,355,577	100.0

## 第 5 4 号議案

### 長崎市税条例の一部を改正する条例

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 2 3 条の 3 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 2 3 条の 3 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする政令第 4 8 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の

末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第25条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。附則第6条の2中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月12日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

地方税法の一部が改正され、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例が設けられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じたいので、この条例案を提出する。